

JICA(PC)第 11-08001 号
平成 16 年 11 月 8 日

環境社会配慮審査会
村山 武彦 委員長殿

独立行政法人 国際協力機構
理事 小島 誠二

環境社会配慮審査会への諮問について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき下記事項につき諮問いたします。

記

諮問第 1 号「カンボジア国プノンペン市廃棄物管理計画調査」ドラフトファイナルレポート

以上

平成 16 年 12 月 13 日

独立行政法人 国際協力機構
理事 小島 誠二 殿

環境社会配慮審査会
委員長 村山 武彦

諮問第 1 号に対する答申について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき、諮問第 1 号「カンボジア国プノンペン市廃棄物管理計画調査」ドラフトファイナルレポートについて、別紙のとおり答申いたします。

コメントの種類に応じて、答申内容を協力事業に反映するようお取り計らってください。

尚、当該レポートは JICA 環境社会配慮ガイドライン適用以前に着手された事業に関するものであるため、答申内容には当該レポートの記載内容を超えた今後の協力事業実施への反映を希望する内容も含まれていることを申し添えます。

以上

・修正

2.1 調査対象地域の現状

自然環境に対する情報を地域概況の中に記載すること。

3.2.2 経済予測

採用された経済成長率とインフレ率の根拠を記載すること。

3.2.3 の a ごみ量の予測

ごみの発生原単位の妥当性を記載すること。

3.5.2 目標達成のための戦略

- 1)汚濁物質が流出した場合の影響を記載すること。
- 2)浸出水が表流水に流入した場合の影響を記載すること。
- 3)産業廃棄物の適正な処理・処分を記載すること。

3.5.5 優先プロジェクト

Dang Kor 廃棄物処分場が選定された経緯を事業効果、コスト、技術、環境社会影響、維持管理等の点から記載すること。

英文 5.1 Siting of Future SWM Facilities

Figure 5-1:Location of Four Candidates for a New Final Disposal Site に流域を示す図を追加すること。

6.2.2 の e モニタリング及び情報管理体制

詳細設計段階では、具体的なモニタリング計画(項目、頻度、場所、人員)を策定すること。特に異常値が検出されたときの対応についての対応についても検討すること。また、重金属、浸出水の漏れ出しを早期に発見するための指標の設定について、詳細段階で検討すること。また、社会的な影響に関するモニタリングについても適切なタイミングで行うことが望ましい。

6.2.3 の a 技術評価

洪水対策を記載すること。

6.2.3 の b 社会評価

ウェストピッカーの雇用の可能性については慎重な記載とすること。

6.2.3 の c 環境評価

ウェストピッカーとの協議内容と計画への反映を記述すること。

6.2.3 の c.4 住民参加

パブリックヒアリングの要約を記載すること。

6.2.3 の c.6.3 代替職の提供

ウェストピッカーの失職については、ブノンペン市が NGO と協議の上対策を検討する旨記載すること。

6.4.2 の d モニタリング計画

- 1)地下水、浸出水のモニタリングについて、測定項目、測定頻度を明確にすること。
- 2)大気のモニタリング計画を策定すること。
- 3)オーバーフローなどの事故時の措置とその環境影響のモニタリングについて記載すること。

10.6.5 Conclusion の f. Proper implementation (英文)

- 1)モニタリングシステムの整備について具体的に記載すること。
- 2)オーバーフローなどの事故時の措置とその環境影響のモニタリングについて記載すること。
- 3)浸出水中の有害成分濃度が高濃度になった場合の対応策について記載すること。

7. 結論と勧告

- 1)環境社会面の問題と対策の提言を記載すること。
- 2)事業実施の過程で水質中の有機水銀と無機水銀を区別して測定する提言を記載すること。

7 の C.2 事業評価

プロジェクトの問題点と今後の課題を記載すること。

EIA の 4.3 Environmental Characteristics

測定データの正確度を精査すること。

3.9 Water Quality Survey(英文)

浸出水、地下水、表層水の測定データの正確度を精査すること。

その他

地域の概況やパイロットプロジェクトの項目に自然環境に関する情報を充実させること。

・ 提案と提言

2.2 基礎調査

廃棄物の発生量に加えて、SMC 処分場への搬入量を記載すること。

2.3.3 現状の廃棄物管理の課題

SMC 処分場の適正管理の方策を記載すること。

3.4 組織・制度面の検討事項

マスタープランの実効性の確保のためには、市の条例による制度的枠組みが必要であることを明記すること。

3.5.2 目標達成のための戦略

事業者はステークホルダーに対して、事業化の過程で提案された方法に対する十分な説明を行い、納得を得るよう努めることと、コンポストに有害廃棄物が入らないような措置をとることを提言すること。

3.5.5 優先プロジェクト

SMC 処分場の延命化措置を記述すること。

3.5.6 将来施設の用地計画

土地利用に法的措置を講じた場合と講じない場合毎に、事業費、財務分析、感度分析を行うこと。

6.2.3 の a 技術評価

- 1) 浸出水の外部への流出を想定した対策を記載すること。
- 2) 浸出水への対策として緩衝緑地帯の設定を記載すること。
- 3) 地下水や浸出水など水質に関する検討項目とその時期を記載すること。

6.2.3 の c 環境評価

- 1)取得済みの用地に関する社会影響を調査すること。
- 2)代償ミティゲーションを定量的に記載すること。

6.2.3 の c.3EIA プロセス

事業主体の役割と JICA の役割を記載すること。

6.3.3 の b 社会評価

事業者に対して、廃棄物バイヤーの意見を聞き、効率的な資源回収のシステムを構築する提言を記述すること。

6.4 既存処分場閉鎖計画

跡地の適正管理を公的主体が確実に行うことができるように、プノンペン市に対して拡張部用地を買収することを提言すること。

7. 結論と勧告

- 1)環境啓発の観点から一般市民に廃棄物の現状を理解してもらうこと。
- 2)環境汚染物質のモニタリング体制の整備と人材育成による分析能力の強化について勧告すること。
- 3)開発調査で入手したデータのうち、再調査が必要と判断される項目については、事業化の過程で信頼できる調査分析方法により、再分析を実施するよう勧告すること。

7.1.1 の a 現状

産業廃棄物は事業者責任に基づく処理原則とし、有害廃棄物の処分場の確保や運営の適正さを推進する提案を行うこと。

7.1.1 の b マスタープラン

一般市民を対象としてマスタープランを説明・協議する場を検討すること。

7.1.1 の b.1.1 収集サービスの拡大

MPP と CINTRI の収集サービスの役割分担方式を、適正処理の可能性の観点から検討すること。

7.1.1 の b.2 都市廃棄物管理制度システムの改善方策

料金設定とごみ処理ルールについて、ステークホルダーと協議したうえで、各々の役割分担を明確にすることの重要性を記載すること。

7.1.1 の c.3 EIA の結論

有害廃棄物による地下水汚染への対応を記載すること。

7.1.2 の c 浄化槽汚泥管理

SMC 処理場処理池の常時水質管理の徹底を記載すること。

III. その他

地下水汚染や浸出水の対策については、調査結果を踏まえた工学的な対策を十分検討すること。

形式や図面を工夫し、報告書をわかりやすいものとする。調査者の学位(分野)を記載すること。